

松戸市労働環境調査モデル工事
労働環境把握チェックシート作成手引き

令和8年5月

松戸市では、建設業界がより働きがいのある職場となり、将来にわたる担い手の確保につながるよう、令和3年8月1日以降に発注した建設工事において、受注者の皆様の労働環境について調査を行います。ご協力のほどお願いいたします。

1 対象工事

予定価格（税込み）が5,000万円以上の建設工事

2 提出方法

受注者は、当該建設工事の契約締結後、様式1「労働環境把握チェックシート」を契約課へ提出してください。複数の案件を受注された場合でも、契約案件ごとに必要です。

3 注意事項

- (1) 様式1「労働環境把握チェックシート」の提出は、契約締結後速やかに行います。その後、変更が生じた場合は、様式2「労働環境把握チェックシートの変更届」を提出してください。
- (2) 様式1「労働環境把握チェックシート」の各設問は、法等に基づくものです。回答の内容に疑義等が生じた場合は、必要に応じて、関係書類の確認や、受注者及び下請負者への聞き取り、関係機関への相談等を行いますので、ご了承ください。

4 作成方法

チェックシート1～6の各項目について、別紙「〈参考〉チェック項目の主な根拠規定」の各種規定等を基準として「はい」または「いいえ」に○をつけてください。

【補足】

項目4「賃金」(3)の当該建設工事に従事する労働者で最も低い賃金単価の記入について

- ①チェックシート裏面の「【記入にあたっての注意事項】」を確認の上、記入してください。
- ②「最も低い賃金単価」は、下請負者となる事業者で働く労働者（見習い・

手元等を含む) や一人親方も対象となりますので、各下請負人へ確認し、作成していただくようお願いします。その際、下請負者が確定していない場合があると思いますので、まず確定している下請負者の分までの内容で記載していただき、その後、変更が生じた場合は、様式2「労働環境把握チェックシートの変更届」の「1 賃金の変更」欄に変更後の「最も低い賃金単価」を記入し、速やかに提出してください。

なお、「最も低い賃金単価」について、記入した賃金単価を確認するため、労働基準法第108条の規定に基づく「賃金台帳(写)」、又は「給与等の支払明細書(写)」等を提出してください。

- 提出時期：原則竣工時1ヶ月前
- 賃金台帳等の対象期間：当該建設工事の工期内のうち、1ヶ月分

【固定残業手当(みなし残業手当)を支給している場合】

賃金台帳等に記された当該手当のうち、「時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金として支給される金額分」を欄外に記載して下さい。

割増賃金として支給された金額分を除いた分(=基本給補填分)については、基準内手当に含めて計算を行います。

例：提出された賃金台帳等の支払金額中のみなし残業手当：30,000円の場合
で、このうち時間外労働に対する割増賃金相当分が10,000円分含まれている
場合には、欄外に「時間外割増賃金分：10,000円」と追記。

→みなし残業手当30,000円-実際の時間外労働に対する割増賃金分10,000円
=残額20,000円を基準内手当に加えたうえで、最低賃金以上の賃金が確保されているか計算を行います。

※「松戸市建設工事適正化指導要綱」第11条第1項第5号の規定を遵守してください。(当要綱はホームページからダウンロードできます。)

第11条第1項第5号

公共工事の積算については、公共工事設計労務単価(二省協定単価)に基づいた労務単価により積算しているため、この点に十分留意し、適正な賃金を支払うよう配意すること。

また、千葉県 lowest賃金単価を下回らないこと。

5 「いいえ」の場合の理由の記入

様式1「労働環境把握チェックシート」の「いいえ」欄に○を記入した場合、シート下の表にその理由を記入してください。

また、対象外を理由に「いいえ」欄に○を記入した場合も、その旨記入してください。

別紙 〈参考〉チェック項目の主な根拠規定

1 労働条件等

(1)	就業規則：労働基準法第89条、労働組合法第14条、労働契約法第4、6、12条 雇用契約：民法第623条 労使協定：労働基準法	労働基準法 第1、2条
(2)	労働基準法第36条	
(3)	労働基準法第89、106条	

2 安全衛生関係

(1)	労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条
(2)	産業医：労働安全衛生法第13条、労働安全衛生法施行令第5条 衛生管理者：労働安全衛生法第12条、労働安全衛生法施行令第4条
(3)	労働安全衛生規則第96、97条
(4)	職場における受動喫煙防止のためのガイドライン
(5)	高齢者の労働災害防止のための指針

3 労働時間の管理

(1)	労働基準法、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準
(2)	〃

4 賃金

(1)	労働基準法第108、109条
(2)	〃
(3)	労働基準法、公共工事設計労務単価、最低賃金法

5 各種保険加入の手続き

(1)	健康保険関係：協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険組合、日雇特例健康保険 厚生年金保険関係：厚生年金、国民年金 雇用保険関係：雇用保険、日雇雇用保険
-----	---

6 法定帳簿等の整備状況

(1)	労働者名簿：労働基準法第107条 賃金台帳：労働基準法第108条 出勤簿：労働基準法第109条、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
(2)	労働条件通知書：労働基準法第15条 雇用契約書：労働契約法第4、6条